

2015年3月13日

## 「積立年金『しあわせ物語』」の設計の自在性向上等について

～個人年金保険に0歳から加入可能とするなど、幅広いニーズに対応～

第一生命保険株式会社(社長:渡邊 光一郎)では、「一生涯のパートナー With You プロジェクト」の取組みの一環として、5年ごと配当付個人年金保険「積立年金『しあわせ物語』」の契約年齢範囲の拡大等を実施します。

### 1. 5年ごと配当付個人年金保険「積立年金『しあわせ物語』」の契約年齢範囲の拡大等について

「積立年金『しあわせ物語』」は、老後の生活資金準備に活用いただける商品としてご好評いただいておりますが、2015年3月20日より、さらに幅広い世代の貯蓄ニーズにもお応えできるよう、「契約年齢」、「年金受取開始年齢」および「保険料払込期間」の取扱範囲を拡大します。これにより、設計の自在性が向上し、「教育資金」、「結婚資金」、「マイホームの頭金」等の比較的短期の資金積立ニーズにも活用いただけるようになります。

2015年1月の相続税法改正の適用を受けて生前贈与による世代間の資産移転ニーズが高まっていますが、今回、「契約年齢」の取扱範囲を拡大することにより、お子さまやお孫さまも被保険者として加入いただけるようになります。また、これまでよりも早期の年金受取開始や保険料の払込を短期間で終えることが可能となるため、お子さまやお孫さまに資産を贈与し、その資産を保険料に充てて加入いただく際に、柔軟な設計が可能となります。

#### 積立年金

#### 「しあわせ物語」の改訂の概要

##### ① 0歳から加入いただけます。

新たに14歳以下のお子さまやお孫さまが被保険者として加入いただけるようになり、これまで以上に幅広い世代のお客さまの資金準備に活用いただけるようになります。

##### ② 契約年齢を問わず、ご契約日から最短10年で年金をお受取いただけます。

資金ニーズに合わせて柔軟に年金受取開始年齢を設定いただけます。老後の受取だけでなく、「教育資金」、「結婚資金」、「マイホームの頭金」等の比較的短期の資金ニーズにも活用いただけるようになります。

##### ③ 保険料払込期間は最短5年から設定いただけます。(注)

保険料払込期間の選択肢が広がり、お客さまのニーズに合わせた設計が可能となります。また、これまで以上に返還率(年金受取総額/払込保険料累計額)を高めることが可能となり、より効率的に年金の準備ができるようになります。

	2015年3月20日以降	現行
① 契約年齢	0～60歳	15～60歳
② 年金受取開始年齢(注)	10～70歳	55～70歳
③ 保険料払込期間(注)	5～45年	10～45年

(注) 契約年齢等によって、選択できる保険料払込期間や年金受取開始年齢に所定の制限があります。

**教育資金や習い事費用など、将来必要となる資金に備えられます。**

〈契約者・年金受取人〉親、〈被保険者〉子  
 (ご契約例) 契約年齢：0歳、保険料払込期間：12歳まで、年金受取開始年齢：12歳から、  
 月払保険料(口座振替)：3万円、年金受取期間：10年間(10年確定年金)

払込保険料累計額	年金年額	年金受取総額	返還率
432.0万円	45.63万円	456.3万円	105.6%

**生前贈与を活用してお孫さまの将来を応援できます。**

**(生前贈与の活用例)**

祖父母からお孫さまに贈与した現金を保険料に充当し、お孫さまが契約者となって「個人年金保険」に加入することで、お孫さまの教育資金などを積み立てられます。<sup>(※1)(※2)</sup>



〈契約者・年金受取人〉孫、〈被保険者〉孫  
 (ご契約例) 契約年齢：0歳、保険料払込期間：5歳まで、年金受取開始年齢：12歳から、  
 年一括払保険料：110万円、年金受取期間：10年間(10年確定年金)

払込保険料累計額	年金年額	年金受取総額	返還率
550.0万円	60.26万円	602.6万円	109.5%

(※1) 毎年、贈与契約書を作成するなど、贈与にあたっての留意点があります。くわしくは、税理士や所轄の税務署等にご確認ください。

(※2) 契約者が未成年(既婚者等は除く)の場合、親権者による契約の手続きが必要となります。

- ・相続時精算課税制度による贈与ではなく、暦年課税による贈与を利用することを前提としています。
- ・保険料払込期間中に贈与が受けられなくなった場合も、保険料の払込が必要となります。

※ 契約後に短期間で解約した場合など、受取金額が払込保険料累計額を下回る場合があります。

※ 返還率は、「年金受取総額÷払込保険料累計額」で算出。

※ 保険料および年金額は、男性・女性ともに同じです。

※ 税務の取扱いについては、2015年2月現在の法令等にもとづいたものであり、将来的に変更されることもあります。変更された場合には、変更後の取扱いが適用されますので、ご注意ください。詳細については、税理士や所管の税務署等にご確認ください。

**2. 無配当一時払終身保険(告知不要型)「グランロード」に適用する予定利率について**

一生涯の死亡保障と貯蓄性を兼ね備えた「グランロード」の予定利率は、現在 1.0%で固定していますが、2015年4月1日以降は、新たに加入いただく契約に適用する予定利率を毎月見直すことといたします。

予定利率	2015年4月1日以降	現行
	毎月見直し	1.0%

※毎月設定する予定利率は、新たに加入いただく契約に適用されます。

※加入後に予定利率の見直しは行いません。

第一生命では「一生涯のパートナー With You プロジェクト」のコンセプトにもとづき、お客さまお一人おひとりにあわせた総合的なコンサルティングを通じてご提案していくことで、ご加入からお受取りまで総合的に、未来につづく「確かな安心」をお届けしていきます。

この資料は2015年3月20日より改訂する商品の概要を説明したものであり、契約にかかるすべての事項を記載したのではなく、保険募集に際して使用することを目的として作成されたものではありません。検討にあたっては専用のパンフレットおよび「保障設計書(契約概要)」など所定の資料を必ずお読みください。また、契約の際には「重要事項説明書(注意喚起情報)」「ご契約のしおり」「約款」を必ずお読みください。